

e-プロジェクト（特定創業支援事業）について

<e-プロジェクト（特定創業支援事業）のご案内>

産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的として、調布市で創業する方を対象に特定創業支援事業を行います。この事業は、創業に必要な経営、財務、人材育成、販売方法に関する知識を習得したと認める方に、習得を証する証明書を発行し、2つの特典を活用していただくものです。

1. e-プロジェクト（特定創業支援事業）の特典

- (1) 株式会社（合名・合資又は合同会社を含む。NPO法人や一般社団法人は不可）を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（資本金の0.7%→0.35%）されます。
※最低税額 15万円→7.5万円、合同会社 6万円→3万円。
- (2) 通常創業2ヶ月前から対象となる貸付について、事業開始6ヶ月前から利用可能になります。

2. 証明書発行の対象者

- (1) 6ヶ月以内に創業しようとする個人または法人で、創業時まで調布市内に住所を有することができること。
- (2) 創業後5年未満の個人または法人で、調布市内に住所を有することができること。

3. e-プロジェクト（特定創業支援事業）の期間

平成26年3月1日～平成31年3月31日

4. e-プロジェクト（特定創業支援事業）を活用するうえで必要なこと

特定創業支援事業を受けて、下記4つの知識の習得が必要となります。

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 経営に関する知識 | イ 財務に関する知識 |
| ウ 人材育成に関する知識 | エ 販売方法に関する知識 |

5. 申し込み方法

知識習得のため、相談事業またはセミナー事業を受ける必要があります。

条件は以下のとおりです。

【相談事業の場合】

1ヶ月以上に渡り、4つの知識に関する内容について、4回以上相談することが条件です。

【セミナー事業の場合】（絶対創活塾）

4つの知識に関するセミナーを受講することで、知識習得が可能です。

6. 証明書交付まで

知識習得が終わりましたら、下記の書類の提出をお願いします。

書類提出時に面接審査と書類審査を行います。審査終了後に、証明書をお渡しします。

<必要な提出書類> 申請書兼証明書 2枚（両方とも捺印）
事業計画書 1枚

※証明書の有効期間は、証明日から6ヶ月間です。

＜e-プロジェクト（特定創業支援事業）証明書交付された方のご案内＞

証明書を受けた方が受けられるメリット

メリット①
株式会社・合同会社等の
設立時の登録免許税軽減

資本金の
0.7%⇒0.35%
最低税額
15万円⇒7万5千円

メリット②
保証協会による創業関連保
証の申込み時期前倒し

創業2ヶ月前
⇒創業6ヶ月前

産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受け、証明書を発行された方への活用する留意点をご案内いたします。

「特定創業支援事業」を受けた方への登録免許税の軽減措置について、平成28年度から以下の拡充措置が図られています。

- 株式会社設立だけでなく、合名・合資・合同会社の設立にも利用できるように拡充
- 創業前の個人だけでなく、創業後5年未満の個人も本税制を利用できるように拡充

【適用期間：2年間（平成30年度～31年度末まで）】

会社設立時の登録免許税について

- (1) 創業前の者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する場合には、登録免許税を軽減することができます。
- (減免※1) 登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
- また、すでに株式会社を営む者であっても、新規性・革新性をもつ新たな事業を開始する場合は、新たな株式会社設立時に登録免許税を軽減することができます。
- ※1 株式会社又は合同会社の場合は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免、合名会社又は合資会社の場合は、1件につき6万円→3万円に減免されます。
(最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。)
- (2) 調布市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。